

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給される方、国民年金保険料の免除・猶予申請を行う方は必ず所得の申告をしましょう！

障害基礎年金や遺族基礎年金を受給されている方は、前年の所得額に応じて年金の一部または全額支給停止されることがありますが、所得税の確定申告または住民税の申告が行われていない場合、審査ができないため所得額にかかわらず年金の支給が停止されることがあります。平成22年(1月から12月)の所得額が、たとえ「0円」であっても必ず申告を行ってください。

▶ 障害基礎年金受給者(平成22年度の支給額)

1級 990,100円・2級 792,100円が支給されていますが、前年の所得額に応じて基準額を超えると一部または全額支給停止となります。

▶ 遺族基礎年金受給者(平成22年度の支給額)

子が1人の妻の場合は1,020,000円が支給されていますが、前年の所得額に応じて基準額を超えると全額支給停止となります。

子は18歳到達年度の末日(3月31日)まで、障害がある場合は20歳到達までが該当

所得制限限度額一覧表(一部抜粋)

年金の種類	具体例	全額支給される所得限度額
障害基礎年金の受給権者	扶養親族等が0人の場合	360万4千円以下
遺族基礎年金の受給権者	扶養親族等が0人の場合	301万6千円以下
遺族基礎年金の扶養義務者	扶養親族等が0人の場合	628万7千円以下

扶養親族および特別扶養親族の人数によって限度額が異なります。

老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給者の方は所得の審査はありませんが、所得証明などの提出が必要になることもありますので、できる限り申告することをおすすめします。(遺族年金など申請時の添付資料)

ただし、厚生年金の被保険者であり、かつ厚生年金を受給している場合は、所得の状況によって全額または一部支給停止となる場合があります。(厚生年金は70歳まで加入することができます)

国民年金保険料の免除および若年者納付猶予・学生納付特例についても、前年所得が審査要件となりますので、平成22年の所得が「0円」であっても必ず申告を行ってください。

(無職であって、収入が無くても申告が必要となり、学生であっても申告が必要となります)

1月分から6月分までの保険料については、前々年の所得により審査されます。

審査対象者一覧表(一部抜粋)

免除・猶予の種類	扶養親族等が0人の場合の所得限度額	審査対象者		
		被保険者	配偶者	世帯主
全額免除	57万円以下			
3 / 4 免除	78万円以下			
半額免除	118万円以下			
1 / 4 免除	158万円以下			
学生納付特例制度	118万円以下			
若年者納付猶予制度	57万円以下			

注1: 天災、震災、風水害、火災などの災害被害者で財産の概ね1/2以上の損害を受けた場合および失業者については、納付が困難と認められると前年所得額による審査は省略されます。

注2: 平成23年1月2日以降に南富良野町に転入された方・・・申請時に前住所地の所得証明書が必要
平成23年1月2日以降に南富良野町から転出された方・・・申請時に南富良野町の所得証明書が必要

注3: 一部免除(3/4・半額・1/4)対象期間のうち、納入しなければならない保険料を期間内(2年以内)に納付しなければ、未納となります。

問い合わせ先

国民年金に関することは・・・総務課(戸籍年金係) ☎ 52 2144

所得税の確定申告および町道民税の申告に関することは・・・総務課(税務係) ☎ 52 2101